

四街道市ごみの分別一覧表等広告掲載要領

四街道市ごみの分別一覧表広告掲載要領(令和3年1月19日制定)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この要領は、四街道市ごみの分別一覧表等への広告掲載に関し、四街道市広告事業実施要綱(平成21年告示第201号。以下「要綱」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の規格及び広告掲載料等)

第2条 要綱第4条に規定する広告の規格及び広告掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告掲載の申込書)

第3条 要綱第6条の規定による申込みは、四街道市ごみの分別一覧表等広告掲載申込書(様式第1号)を使用するものとする。

(広告掲載の決定通知書)

第4条 要綱第7条の規定による広告掲載の決定は、四街道市ごみの分別一覧表等広告掲載決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第5条 要綱第11条第2項に規定する既納の広告料の還付額は、別表に規定する掲載期間及び広告掲載料を基礎として、広告が掲載されなかった日数に応じて日割りにより計算して得た額(当該額に百円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)とする。

附 則

この要領は、令和5年2月7日から施行する。

別表（第2条）

規格 (1 枠につき)	掲載位置	枠数	掲載期間	広告掲載料 (1 枠につき) ※消費税含む
縦 5.3 cm × 横 8.6 cm カラー印刷	裏表紙、下段	3 枠	1 年間	30,000 円
			2 年間以降	年数に 30,000 円 を乗じた金額